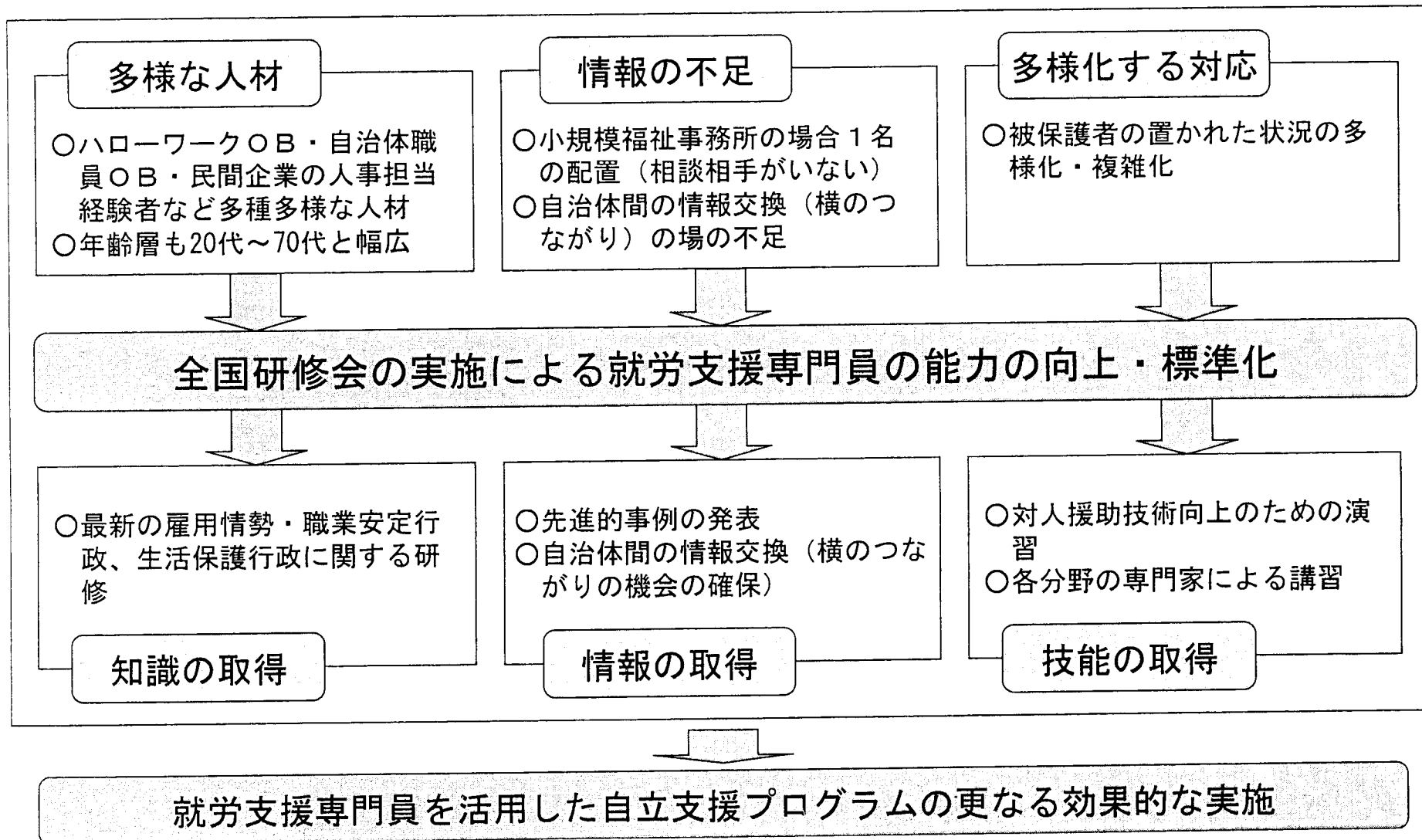


# 就労支援専門員に対する研修の実施について

○就労支援専門員を活用した就労支援プログラムにより、全国で、参加者33,408人に対し、9,328人が就職・増収（20年4月～12月）

○20年4月現在、就労支援専門員は307自治体に529人配置



#### 4 漏給防止・濫給防止対策の推進等

生活保護は、国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては、①保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止）、②保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止）、③保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援）ことが求められている。

このため、以下のとおり漏給防止・濫給防止策等について、より一層の推進を図ることとしたので周知願いたい。

##### (1) 保護の相談・申請時における適切な窓口対応について

生活保護の相談に当たっては、平成20年度の実施要領改正において新たに規定を創設し、申請権を侵害しないことや、関係機関の連携等により要保護者の発見・把握に努めることなどに留意する旨通知したところである。特に、保護の申請権は生活保護法が保障する権利であり、保護の相談に当たっては、申請権を侵害しないことは言うまでもなく、申請権を侵害していると疑われる行為自体も厳に慎むべきものである。

保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することが必要である。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言指導を行うことが必要である。

また、先般、都道府県本庁及び指定都市本庁に寄せられた生活保護の相談者からの意見・苦情の状況について調査を実施したところ、生活保護制度の説明が不十分であったこと、窓口職員の態度や言葉使いが悪かったこと、相談後も生活状況に変化がなかったこと等の意見が見られた。

管内実施機関においては、とりわけ、申請意思の有無について、面接記録表にチェック項目を設けるなどの方法で確実に記録し、相談内容・対応結果と併せて、幹部職員の決裁を受けるようお願いしたい。こうした取組を徹底するため、「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援第871号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する様式第

1号「面接記録票」を改正し、相談時に確認が必要な事項を盛り込むことを予定している。

また、平成20年12月22日事務連絡を発出し、「就職安定資金融資」事業など各種施策等を周知の上、他法他施策の活用や、関係機関との連携を図るとともに、これらの施策を相談者に丁寧に紹介することをお願いしたところである。その際、相談者の申請権を侵害することはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むよう、入念的にお願いする。

特に失業等により居住を失った相談者などについては、各種施策の活用や、関係機関との連携が不可欠であることから、上記事務連絡を十分留意の上、引き続き適切かつ迅速な対応に努めるようお願いする。

## (2) ホームレスに対する保護の適用について

平成15年7月31日に告示された「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」が見直され、「ホームレスの自立の支援に関する基本方針」（平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号）が新たに告示されたところであるが、同基本方針においてホームレスに対する生活保護の適用については、従前のおりで特段の変更はないものである。

これまで同様、ホームレスについても、法の原則に従い、資産、能力その他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者に対し、自立に向けて必要な保護を実施することとしている。

改めて、同基本方針及び「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年7月31日社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、ホームレスに対する生活保護の適用について以下の点に特に留意の上、管内実施機関に周知願いたい。

- ① ホームレスに対して生活保護を適用するに当たっては、当該ホームレスの状況に応じた保護を行うため、まず、当該ホームレスがどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を抱えているのか十分に把握すること。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、何らかの援助が必要であるため保護施設等への入所が適当であるのか、自立支援セ

ンターへの入所が適当であるのかを判断するために、別冊問答で示した視点等を参考にアセスメントを十分に行うこと。

- ② ①により把握されたホームレスの状況や利用し得る地域の社会資源の状況等を総合的に勘案して、ケース診断会議等において、保護の要否を判断し、保護を要する場合には保護の方法を検討し、援助方針を策定すること。
- ③ 直ちに居宅生活を送ることが困難であると判断された者については、保護施設や社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人ホームや障害者支援施設等への入所を検討すること。
- ④ 直ちに居宅生活ができると認められた者については、公営住宅等を活用することにより居宅において保護を行うこと。また、保護開始時に居宅生活ができると認められた者であって、公営住宅への入居ができず、住宅を確保するため敷金等を必要とする場合は、保護の実施要領局長通知第7の4の(1)のキにより取り扱うこと。

なお、この場合、敷金等が支給できるのは、居宅生活ができると認められた者に限られるものであることに留意されたい。また、「居宅生活ができると認められる者」の判断方法については、保護の実施要領課長通知第7の間78、及び別冊問答を参照されたい。

- ⑤ 保護の相談時において、就労意欲と能力はあるものの失業状態にあって、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、自立支援センターへの入所を検討すること。

この場合、入所中の生活は自立支援センターで保障されていることから、医療扶助を除き基本的には生活保護の適用の必要はないものである。ただし、自立支援センターへの入所が適当と認められる者であっても、本人から保護申請の意思が表明された場合には、保護の申請を受理したうえで、上記①及び②の手順に従い検討を行うこと。

また、保護を適用せずに自立支援センターへ入所した場合であっても、結果的に就労による自立に結びつかず、自立支援センターを退所するに至った者については、退所の時点で改めて保護申請の意思を確認し、保護の要否を判断し、必要な保護を行うこと。

(3) 職を失った派遣労働者等に対する生活保護の適用について

派遣労働者等が職を失った場合の対応については、1頁でお示したとおり、ハローワーク等との連携を強化し、まずは就職安定資金融資制度などの他施策についての懇切丁寧な情報の提供と支援を行うことが必要である。これらの者から生活保護の相談・申請があった場合には、(1)及び(2)でお示した事項を踏まえ、申請権の侵害と疑われるような行為は慎むとともに、住所のない者に対する保護の適用の一般原則に従い、居宅生活が可能か否かの判断を行った上で、適切に保護の決定を行うことが必要である。

とりわけ、保護の実施機関において、相談者の意に反して他の自治体への移動をすすめる行為は認められないものであり、相談を受けた現在地の実施機関が必要な支援を行うようお願いする。

なお、年末年始にかけて、日比谷公園にいた複数の者が特定の福祉事務所に申請を行った件については、現在地保護の原則に従い、申請時点での現在地を所管する福祉事務所が対応したところである。この生活保護の決定に関しては、年末年始に大量の申請が一の福祉事務所に対して行われたこと、東京都等の施設の使用期限を考慮すると緊急の対応が必要とされる状況にあったことなどから、特例的に迅速な対応が行われた。

今後の職を失った派遣労働者等からの保護申請における対応については、通常の手順に従い必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努められたい。

特に、稼働能力の活用の判断に当たっては、保護の実施要領の規定に従い、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断することとなる。したがって、単に稼働能力があることをもって保護の要件を欠くものではない。一方で、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くこととなる。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われたい。

(4) 要保護世帯向け長期生活支援資金(リバースモーゲージ)の活用について

要保護世帯向け長期生活支援資金制度は、居住用不動産の取扱いに関し、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や全国知事会・全国市長会より、資産活用を徹底するべきであるとの指摘を踏まえて創設されたところであり、平成19年度から各自治体において実施している。

しかしながら、平成20年9月末時点の実施状況を調査したところ、生活保護受給中の者に対する本貸付制度への移行手続きが遅れている状況にある。

この結果を踏まえ、特に取組みが遅れている自治体に対し、昨年12月にヒアリングを実施し、社会福祉協議会へ必要書類の提出ができない理由を中心に、個別の具体的な理由等についての実態を把握したところである。

このヒアリングの結果、本貸付制度の利用にあたっては、主に以下の理由により利用が滞る場合が考えられる。

- ① 対象となる要保護世帯の本貸付制度に対する理解が乏しく、制度説明に時間を要すること。
- ② 推定相続人の同意を得る際に、様々な要因で時間を要すること。
- ③ 認知症等により判断能力が十分でない者については、成年後見制度等の手続きに時間を要すること。
- ④ 各自治体と社会福祉協議会の間で、本貸付制度の利用にあたっての調整等が十分行われていないため、利用が困難な状況にあること。

①については、引き続き各実施機関において、本貸付制度の内容や創設された趣旨等について丁寧な説明をしていただき、対象世帯の理解を求めよう願います。

また、本人の同意を得るための効果的な方法として、まず先に推定相続人に理解を促し、推定相続人の方から本人に働きかけることも検討されたい。

②について、推定相続人の同意確認を行う目的は、借受人の死亡後の償還事務を円滑に進めるためであり、そのため保護の実施機関において推定相続人に制度の趣旨を十分説明していただき、可能な限り同意を得ることとしているが、同意は本貸付制度の要件ではない。同意を得られ

ない場合であっても、借入申込を行うことはできることとなっている。

①及び②のいずれも、本制度については、被保護者の扶養義務者が被保護者に十分に援助しなかったにも関わらず、家屋、土地等を遺産相続することが国民の理解を得られないことを踏まえて創設されたものであることを理解の上、粘り強く対応を継続していただくようお願いする。

また、資産の活用は、生活保護適用の要件でもあるため、十分な説明を行ったにも関わらず、合理的な理由なく本制度の活用を拒む場合については、当該世帯に対する生活保護法第27条に基づく指導指示についても検討をお願いする。

③については、平成21年度実施要領改正において、成年後見制度の活用を図る際に必要な経費を一時扶助として支給する取扱いを予定しており、今後さらに積極的な成年後見制度の活用をお願いする。

また、法務省等が実施する各種施策や当省老健局及び障害保健福祉部が実施する成年後見制度利用支援事業など、他法他施策等も最大限活用していただくようお願いする。

④については、日頃より保護の実施機関と社会福祉協議会の円滑な連携を図るとともに、保護の実施機関において本貸付制度の申請手続きが滞留することなく、速やかに社会福祉協議会における貸付審査に移行されるよう、管内実施機関に指導願いたい。

なお、貸付への移行がよりスムーズに行えるよう、現在本貸付制度主管課である地域福祉課とも調整中であり、今後何らかの対応策を示す予定である。

上記事項を踏まえ、管内実施機関に対し、本貸付制度の趣旨について再度理解を求め、さらに積極的な取組を促すとともに、活用が困難な事例については、活用できない理由及びその対応策の検証を行うよう指導願いたい。

また、各都道府県、指定都市及び中核市の本庁においては、円滑な実施が図られるよう、本貸付制度への移行に関する各対象世帯毎の進捗状況を定期的に管理するとともに、適宜必要に応じて実施機関に対し助言・指導するなど積極的なフォローアップを行い、可能な限り速やかに全ての貸付対象世帯が本貸付制度に移行できるよう努められたい。

(5) 年金担保貸付利用者の取扱いについて

年金担保貸付を利用している者への対応としては、「生活保護行政を適正に運用するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているところである。

しかしながら、自治体から当省への情報提供の際の誤り、又はその情報を当省が委託した業者がデータ化する際の誤りなど、事務的な誤りなどによって貸付審査時に当該情報が反映されない事例等が生じているところである。このようなことは、生活保護費の濫給につながるばかりでなく、生活保護を受給していない者が年金担保貸付を利用できないといった事態にもつながるおそれがある。

当省としても委託業者に対して事務的な誤りがないよう指導しているところであるが、各実施機関においても年金番号等の情報が誤りなく正確に当省へ提供されるよう、周知願いたい。

なお、情報提供の際に特に生じやすい誤りの事例として、以下のものがあるので留意願いたい。

- ① 対象者の氏名（カタカナ）を、例えば「ヅ」と「ズ」の記載誤り。
- ② 保護開始日と生年月日の記載誤り（記載事項を逆に記載する等）。
- ③ 年金番号の記載誤り。
- ④ 保護廃止時の情報提供漏れ。

また、現在、年金局及び（独）福祉医療機構とともに、

- ① （独）福祉医療機構へ情報提供する被保護世帯の対象範囲の拡大。
- ② 年金担保貸付を契機に生活が困窮しないような金融機関による貸付審査時の対応。
- ③ 年金担保貸付を利用したことにより過去に生活保護を受給した者に対する、一定期間の貸付制限。

等の新たな対応を検討している。

具体的な方策については、平成21年度中にお示しする予定であるので、ご了解願いたい。



(6) 生活保護業務の実施方針の策定について

生活保護業務実施方針については、各実施機関において効率的かつ効果的な業務運営が行われることを目的として策定をお願いしているものであり、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」(平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、その策定方法を具体的に示しているところである。

しかしながら、総務省の行政評価・監視において、実施方針が策定されていない事例や同通知において盛り込むべきとされている事項が盛り込まれていない事例が多数見受けられたことから、当省から自治体に対して「福祉事務所の現状及び課題の把握を踏まえた的確な実施方針の策定を一層徹底するよう、必要な助言を行う必要がある」との勧告がなされている。

本方針の策定の趣旨を再度ご理解の上、管内実施機関に対しては、同通知の周知を図るとともに、的確な実施方針を策定されるよう助言されたい。

(7) 課税調査の徹底及び早期実施について

課税調査については、保護の実施要領局長通知第12の3において、「被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、年1回、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査すること。」としている。実施機関においては、この規定に基づき不正受給の早期発見及び未然防止に努められているところである。

しかしながら、今般、会計検査院より、一部の自治体における、課税調査が速やかに行われなかったこと、その後の事務処理が適切でなかったことなどにより、未申告の就労収入が適正に収入認定されなかった事例について、改善の必要がある旨の指摘があったところである。

については、今後、このような事例が生じないように、下記の事項について取組みが必要である。

① 調査の実施時期及び調査により未申告の収入が判明した場合の事務処理等について

各実施機関が作成する実施方針に基づく事業計画において、課税調

査を6月以降速やかに実施することを明記し、早期の調査を実施する。  
また、調査の結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。

② 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について

課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員の進行管理を中心として、課税調査を的確に行う点検体制の整備を図ること。

これらの事項については、「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日社援保第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により通知したところであるので、再度確認の上、管内実施機関に対し周知いただき、指導監査時においても御留意いただきたい。

(8) 生活保護実施に係る自治体間の情報共有・相互評価の推進について

今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患など様々な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど、社会的なきずなが希薄な状態にあるといわれている。

一方で、多くの自治体については、生活保護担当職員が不足しており、こうした被保護世帯にきめ細やかに対応する上での様々な問題を抱えている現状にある。

こうした問題に対応するためには、各自治体は、同様の課題を有する他の自治体と一緒に、情報やノウハウを共有し、課題に対する分析や検討を行い、相互に政策評価を行うこと(いわゆるPDCAサイクルの実施)が有効であると考えられる。

複数の自治体間で協議会を設置し、生活保護の実施に係る情報・ノウハウの共有や、社会福祉士等の第三者をアドバイザーとして問題の分析や対応の検討、相互の業績評価等を行う場合には、必要な費用をセーフティネット支援対策等事業費補助金により支援をしているので、これを積極的に活用し、自治体間における生活保護実施上の問題解決に向けた取組をお願いする。

なお、実施に当たり、各自治体において意見や要望、提案等がある場合には、連絡をお願いしたい。

(9) 現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について

会計検査院の平成19年度決算検査報告において、212福祉事務所を  
実地検査した結果43福祉事務所で現業員等による詐取等が発覚している  
状況が指摘された。現業員等による生活保護費の詐取等が散見されたのは、  
生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり、誠に遺憾である。

このため、今般、生活保護費の支給事務の適正な実施及び現業員等による不正事案の再発防止対策について、以下のとおり通知する予定であるので、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその再発防止策を講じ、より一層の生活保護行政の適正な運営について、実施機関を指導されたい。

【通知（案）概要】

現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について

保護の実施機関においては、生活保護費の支給等について適正な事務処理が必要不可欠であるが、近年、現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案が発生しており、このことは生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり誠に遺憾である。

会計検査院の平成19年度決算検査報告においても、実地検査した212福祉事務所のうち43福祉事務所における現業員等による詐取、領得、事務け怠及び亡失（以下、「現業員等による詐取等」という。）の事態について、また、167の福祉事務所において、現業員等による詐取等が発生した上記43福祉事務所と同様の事務処理上の不備が見受けられた旨の指摘がなされており、生活保護費の支給等事務の適正な実施及び不正事案の再発防止については是正改善措置が求められたところである。

各自自治体におかれては、詐取等を行った現業員等に対し懲戒処分等の厳正な措置が講じられているところであるが、今後、現業員等による詐取等が発生した福祉事務所は勿論のこと、現業員等による詐取等が発生していない福祉事務所についても不正事案が発生しないようその再発防止対策を更に徹底する必要がある。

また、当該詐取等により不適正支出された生活保護費負担金については、その適正な精算を行い返還手続きを講じる必要がある。

については、下記の事項に留意の上、生活保護費の支給等事務の適正な実施とその不正事案の再発防止対策を講じ生活保護行政の適正な運営に資するよう、実施機関を指導されたい。

1 生活保護費の支給等の事務処理の適正化について

- (1) 生活保護費及び生活保護法第63条の返還金等に係る詐取及び領得を防止するため、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金の管理、現業員等の現金の取扱い手順、決裁権者等を明確にした事務処理規程等を整備するよう指導すること。
- (2) 生活保護費の窓口払いが行われている実施機関については、窓口払いの必要性の可否を検討し、可能な限り縮減を図ること。また、現業員の出納業務への関与の縮減を検討し、事務処理方法の見直しを図るよう指導すること。

(3) 現業員等が、虚偽の保護決定調書を作成し架空の生活保護費の支給手続き等を行い、生活保護費を詐取、領得した事例が発覚したことから、今後このような事例を防止するため、査察指導員等は、被保護世帯の生活指導等の現業活動の把握、課税調査結果、保護決定通知書の送付の点検など、現業員等の事務処理の審査や業務の進行管理を徹底するよう指導すること。また、被保護者等からの生活保護費、返還金等に関する問い合わせの受付体制の整備を図るよう指導すること。

(4) 生活保護費の支給事務に当たっては、多くの自治体において電算システムを導入し業務の効率化が図られているところである。

しかしながら、一部の自治体において、電算システムの中で支給決定に当たっての決裁機能が組み込まれておらず、担当員の起案したデータが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ、不適切に生活保護費が支給されるといった事案が見受けられた。

このような取扱いは、現業員等の詐取等につながる恐れがあり、決裁を経ずに生活保護費の支給手続きを行うことは決してあってはならないものである。

生活保護費の支給事務においては、決裁権者は担当員の起案内容について十分な審査を行い、自らの決裁を経た上で、適切に支給されるよう徹底するとともに、電算システムを導入している実施機関においては、支給決定に当たっての決裁機能を活用するなどの方法により、決裁権者が電算システム上で内容確認を行った上で支出を行うよう指導すること。

なお、このための電算システム改修等に必要な費用については、セーフティネット支援対策等事業費補助金により支援することとするので、活用願いたい。

## 2 現業員等による詐取等不正事案の把握及び指導監査時の確認について

- (1) 現業員等による詐取等不正事案が発生した場合は、直ちに別添1により厚生労働省へ報告すること。
- (2) 上記(1)に係る事案については、その後の処置状況が確定次第、速やかに別添2により厚生労働省へ報告すること。
- (3) 各実施機関における上記1の実施状況を指導監査等を通じ確認し、履行状況が不十分な場合は改善のための指導を行うこと。

## 3 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について

以下、(1)・(2)により行うこととなるので、管内実施機関に対して周知すること。

### (1) 現業員等による詐取、領得事案に係る精算の方法について

現業員等の個人的な詐取、領得事案に係る国庫負担金の精算については、「生活保護費等の国庫負担金について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331012号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）の別紙様式11「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告の訂正について」を提出させ、発生年度ごとに交付額の再確定を行う。

ただし、実施機関の組織的な関与が認められる詐取、領得事案については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）第17条第1項を適用し交付決定の取消を行う。

### (2) 現業員等による事務け怠、亡失事案に係る精算の方法について

事務け怠、亡失事案に係る国庫負担金の精算については、交付要綱の別紙様式8「生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書について」の別紙1「生活保護費等国庫負担金精算書」の「返納金、徴収金、その他の収入」

欄に精算時において、当該年度分として一括計上し精算すること。  
なお、当該精算額については、不納欠損額には計上しないこと。  
(49頁「② 現業員等の詐取等に係る生活保護費国庫負担金の精算について」  
参照のこと。)

(10) 代理納付等の適切な活用について

生活保護制度における代理納付等については、平成19年度に会計検査院において、

- ① 介護保険料、公営住宅家賃、学校給食費の各徴収担当部局との連携が十分でなかったため、被保護者の介護保険料等の納付状況を把握していないこと。
- ② 介護保険料加算等の代理納付等について関係機関との調整等が整っておらず、代理納付等の活用が図られていないこと。

などから、介護保険料等が未納となっている事例が認められ、適切に代理納付等を活用すること等により、これらの未納防止が図られるよう是正改善を行うべきとの指摘を受けたところである。

また、平成20年度においても、会計検査院より上記指摘内容について、取組が十分進んでいない旨の指摘がなされたところである。

については、未納状況のさらなる積極的な改善に向け、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用について」(平成19年10月5日社援保第1005002号、社援指第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長連名通知)に基づき、適切な取組を行われたい。

なお、民間住宅家賃を滞納している者に対する代理納付制度の活用についても、公営住宅と同様に検討し、住宅扶助の適正な運用に努められたい。

(11) 無料低額宿泊所等に関する留意点について

平成20年度に一部の自治体において、無料低額宿泊所の運営主体が組織的に生活保護の不正受給に関与した事案が発生したため、同様の事案の再発防止の観点から、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に対する

留意事項について」(平成20年12月10日社援保第1210001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出し、以下の事項についてご留意いただいているところである。

- ① 都道府県、指定都市及び中核市本庁の無料低額宿泊所所管課においては、定期的に社会福祉法第70条に規定する調査を事業者に対し実施し、無料低額宿泊所の適切な運営が確保されているか確認すること。
- ② 各実施機関においては、一般住宅に居住する被保護者と同様、無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、施設内において適切な支援が行われているか随時確認すること。その際、施設において不適切な処遇がなされていることが確認された場合は、無料低額宿泊所の所管課へ直ちに連絡し、情報を提供すること。

なお、居宅生活が可能と判断された場合は、必要に応じて一般賃貸住宅への転居等の支援に努めること。

- ③ 日頃より、生活保護所管課と無料低額宿泊所所管課は、必要な情報を随時交換するなど、連携の強化に努めること。

しかしながら上記通知発出後、一部の自治体において無料低額宿泊所事業者が生活保護受給中の入居者の金銭を不適切に管理するといった事件が生じたところである。

再度、上記通知に留意の上、対応を図られたい。特に、被保護者に対する定期的な訪問活動を通じた実態の把握を徹底し、入所者への処遇等について問題がないか確認を行い、適切な対応を図られたい。

## (12) 扶養義務調査の適切かつ効果的な実施について

生活保護の適正な運営を図るため、保護の実施機関においては、適切な扶養義務調査の実施に努めることとなっている。保護の実施要領においては、特に「重点的扶養能力調査対象者」について、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、可能な限り実地調査をすることとしているところである。

しかしながら、今般、前述の行政評価・監視において、総務省が一部の

自治体を調査したところ、扶養義務者に事前の調査や連絡を行わず、扶養能力の事前確認が不十分なままで同調査を実施している事例や、また、調査の結果、金銭的な援助が全く得られない事例が見受けられたところである。この結果を踏まえ、総務省より以下の勧告がなされている。

- ① 福祉事務所において、管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査を実施する場合には、事前の調査、連絡を徹底するよう、都道府県、市及び福祉事務所を管理する町村を指導すること。
- ② 管外への扶養義務調査について、その効果の分析・検証を十分に行い、その結果に基づいて同調査の在り方を検討すること。

このため、管内実施機関に対しては、本勧告を踏まえ、管外に居住する扶養義務者に調査を実施する場合、事前に当該扶養義務者の収入等について可能な限り把握し、調査日時等について事前に調査先へ連絡するよう指導されたい。

扶養義務者に対する実地調査の意義は、経済的援助のみならず、精神的援助も得られることが期待できるほか、扶養義務者に対し直接的な働きかけを行うことで、一般世帯からの生活保護制度の信頼を維持し、モラルハザードを防止することにもつながるものであり、その結果は、必ずしも金銭的援助の額だけで評価できるものではないが、先般、国庫補助を活用した実地調査の効果について検証を行ったところ、一部の自治体においては、管外旅費等に要した費用と比較し、効果額が低い自治体も見られたところである。

平成21年度以降、各自治体については、その執行について十分検討した上で国庫補助協議を行われたい。なお、来年度の国庫補助協議の際は、実績等について別途通知により確認を行う予定であるのでご了承願いたい。

#### (13) 通院移送費等の適正化について

被保護者の適切な処遇の確保並びに生活保護費の適正支出を図る上で、医療扶助の適正運営は重要な課題であることから、各都道府県市においては、長期入院患者の退院促進や頻回受診者に対する適正受診指導など、医療扶助の適正化対策について、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

特に、医療扶助の通院移送費については、

- ① これまでの支給基準が「移送に必要な最小限度の額」となっており、